

登録規則細則

登録規則細則

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 達 第 29 号
2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

ClassNK
財団法人 日本海事協会

2010 年 4 月 15 日 達 第 29 号
登録規則細則の一部を改正する達

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

3 章 設備登録

3.1 設備の登録

3.1.2 を次のように改める。

3.1.2 登録

規則 2.1.1-2.及び 3.1.1 でいう設備とは、次のものをいう。

((1)から(13)は省略)

(14) 荷役集中監視制御設備

(14) その他の本会が適当と認める設備

3.1.3 設備符号

-1.を次のように改める。

-1. 規則 3.1.3 でいう別に定める符号とは、次のものをいう。

((1)から(13)は省略)

(14) 前 3.1.2(14)に該当する設備 CCM

(14) 前 3.1.2(14)に該当する設備 別に定める

附 則

1. この達は、2010 年 4 月 15 日から施行する。